

●香川県告示第551号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成21年12月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 取消年月日

平成21年11月17日

2 住所

仲多度郡多度津町栄町3丁目1番3号

3 氏名

東原 喜美野

4 売りさばき場所

仲多度郡多度津町栄町3丁目1番3号